

<h1>第 8 号</h1>	<h1>Super Highway</h1>	
<p>発行日 2023. 7.11</p>	<p>J R 東労組バス関東本部</p>	<p>J R 東労組ホームページ</p>

災害時の勤務認証①

東日本大震災時の会社説明を振り返ってみよう！！

地震及び計画停電に伴う勤務の取り扱いについての会社説明

1. 風水震火災等の不可抗力により家屋に損壊を受けた場合について

(1) 社員及び出向社員（エルダー社員も含む）の場合

風水震火災等の不可抗力により家屋に損壊を受けた場合は「り災休暇」（有給扱い）が適用されます。尚、会社規定では「家屋が損壊を受けた日から5日以内の必要な時間又は期間」となっていますが、今回は被害が甚大なことから、特例として2011年3月31日までの間で5日以内の必要な期間付与となっています。

(2) 契約社員 A

現在、契約社員 A の「り災休暇」は無給休暇です。「年休」の取得や「代休」の指定が出来ます。尚「り災休暇」を付与する場合の期間及び日数については（1）の特例が適用されます。

(3) 契約社員 B 及び臨時雇用員

現在、契約社員 B 及び臨時雇用員は「り災休暇」の制度がありません。私事の都合による欠勤となり「事故」又は「欠務」を適用することとします。尚、「代休」を取得することもできます。

2. 交通機関の事故等の不可抗力の原因による場合

今回の地震影響及び計画停電に起因する交通機関の不通・遅延等により始業時刻に間に合わない場合の勤務扱いです。

(1) 社員及び出向社員（エルダー社員も含む）

「障害休暇」（有給扱い）が適用されます。

(2) 契約社員 A

現在、契約社員 A の「障害休暇」は無給休暇です。

(3) 契約社員 B 及び臨時雇用員

現在、契約社員 B 及び臨時雇用員に「障害休暇」の制度がありません。私事の都合による欠勤となり「事故」又は「欠務」を適用することになります。



J R バス関東で働く仲間を一つに！